

実験動物 2 級技術者資格認定試験受験資格の特例認定に係る細則

平成 13 年 3 月 27 日制定

平成 20 年 1 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 10 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、実験動物技術者資格認定規程（以下「規程」という。）第 4 条（1）ウ．に基づき農業高等学校及び生物系専門学校等（以下「農業高校等」という。）の在学学生及び卒業生の受験資格の特例について定める。

(学校認定)

第 2 条 本細則の適用を受けようとする農業高校等は、次の書類を添えて公益社団法人日本実験動物協会（以下「協会」という。）に申請し、学科若しくはコースごとに特例認定農業高校等の認定を受けなければならない。

- (1) 実験動物飼育施設及び実習設備の概要
 - (2) 実験動物関係教育カリキュラム
 - (3) その他協会が必要と認めた資料
- 2 認定の審査は、規程第 4 条（1）のウの別に定めるカリキュラム（別紙）、協会の「実験動物の技術と応用入門編」及び通信教育スクーリングの実習テキスト（「基本的な動物の取り扱い」）を基準とし、申請校の実験動物関連実習等について行う。
- 3 協会は、審査（現地調査を含む。）の結果、相当と認めた場合はこれを認定し、認定証（別紙様式）を交付する。なお、特別の事情がある場合には、現地調査を写真等による調査に代えることができる。
- 4 当該認定は、連続して 5 年間受験者がなかった場合には、これを取り消すものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- 5 当該認定は、申請書及び申請書類に不正があった場合はこれを取り消すものとする。
- 6 認定に要する経費は申請者の負担とする。

(受験資格)

第 3 条 特例認定農業高校等で第 2 条第 1 項第 2 号の実験動物関係教育カリキュラムを履修し、又は履修見込みの者は、規程第 4 条（1）のウに基づく受験資格を有する者とする。

(特例の適用)

第 4 条 本特例は原則として認定した翌年度から適用する。

(付則)

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。